

(別紙1)

津山市第6次総合計画策定支援業務プロポーザル審査基準

1 評価項目及び配点

	評価項目	評価の視点	配点		
1	企画提案書	市民懇談会の運営方策	市の現状や取組、今後の課題などを理解させた上で、参加者が自由闊達に意見を述べる市民懇談会となる運営の提案がなされているか。	10点	30点
		総合計画審議会等の実施支援の方策	市民懇談会等で出された市民の意見と市の政策、施策の方向性を整合させた総合計画（案）の策定のための創意工夫を活かした提案がなされているか。	10点	
		総合計画編集業務の支援方策	市民のまちづくりに対する理解や共感が深まり、市民協働が推進する総合計画の編集となっている提案がなされているか。	10点	
2	企画全体	津山市の現状及び社会経済状況に即した提案になっているか。	5点	20点	
		行政の視点や役割を踏まえた上で実効性のある提案となっているか。	5点		
		津山市の施策・事業を十分理解し、独自の視点から新たな提案がされているか。	5点		
		独創的な提案となっているか。	5点		
3	実施体制	業務の内容に見合った人材の配置がなされているか。	5点	10点	
		市の要請や協議に対して柔軟に対応できる体制がとられているか。	5点		
4	業務実績	総合計画の策定支援又はそれと同様の業務を地方自治体等から受注した実績があるか。	10点		
5	プレゼンテーション	企画提案書の説明や質問に対する回答が明確で分かりやすいか。	5点	10点	
		業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を持っているか。	5点		
6	提案価格	・提示見積額の評価 配点×（見積上限額－当該企画提案者見積金額）÷ （見積上限額－企画提案者中最低見積金額） ※小数点以下四捨五入	20点		
合計			100点		

※最低基準点は60点×審査委員人数とする。